

日置市耐震改修促進計画



令和3年3月(改定)

鹿児島県日置市

《目 次》

第1章 はじめに	1
1-1 日置市耐震改修促進計画の背景	1
1. 計画策定の趣旨と目的	1
2. 日置市耐震改修促進計画の位置づけ	2
3. 対象区域	2
4. 計画期間	2
5. 対象建築物	3
6. 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	6
1-2 日置市の概要	8
1. 地勢	8
2. 人口・世帯数	8
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	9
2-1 想定される地震の規模、被害の状況	9
1. 鹿児島県における過去の地震	9
2. 県において想定する地震の規模	9
3. 日置市において想定する地震の規模と被害	12
2-2 耐震化の現状	18
1. 住宅	18
2. 特定既存耐震不適格建築物	18
3. 市有建築物	19
2-3 耐震改修等の目標の設定	20
1. 住宅	20
2. 特定既存耐震不適格建築物	20
3. 市有建築物	20
第3章 建築物の耐震化を促進するための施策に関する事項	21
1. 耐震診断・改修の促進に係る基本的な取り組み方針	21
2. 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策の概要	22
3. 地震時の建築物の総合的な安全対策	24
4. 地震発生時の二次的被害発生防止に関する支援体制の整備	26
第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項 ...	27
1. 日置市民への啓発及び情報提供	27
2. 相談対応の充実	27
3. 自治会等との連携に関する事項	27
4. リフォームに併せた耐震改修の誘導	27
5. 建築関係団体等との連携	27
第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	29
1. 他行政団体との連携	29
2. 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の推進	29
3. 計画の検証	29

第1章 はじめに

1-1 日置市耐震改修促進計画の背景

1. 計画策定の趣旨と目的

平成7年1月17日の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）では6,434人の尊い命が奪われたが、このうち地震による直接的な死者数は5,502人で、さらにその約9割にあたる4,831人が住宅等の倒壊によるものであった。

この地震による建築物等の倒壊状況を調査したところ、昭和56年6月に施行された建築基準法改正以前の耐震基準で建築された建築物の被害が大きいことが明らかとなったため、防災対策における建築物の耐震性強化の緊急性・重要性から、平成7年12月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が施行された。

その後、平成16年には新潟県中越地震、平成17年に福岡県西方沖の地震が発生しており、巨大地震が「いつ」「どこで」発生してもおかしくない状況にあるとの認識の下、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の発生の可能性も高まったとして、平成18年1月26日に同法の改正法が施行され、同時に、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化について、平成27年までに少なくとも9割を目指す国の基本方針（平成18年1月25日）が告示された。

この法改正により、建築物の所有者等に対し耐震化の努力義務や指導等が拡充されるとともに、すべての地方公共団体において計画的な耐震化を進めるための「耐震改修促進計画」を策定することとなった（都道府県については義務付け）。

さらに、平成23年3月15日に閣議決定された新成長戦略において、住宅の耐震化率を平成32年までに95%とする目標が示されている。

一方で、平成23年3月に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）において、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により甚大な被害がもたらされたが、将来、南海トラフ巨大地震が発生した場合には、広域的に甚大な被害が発生することが指摘されている。また、同地震の30年発生確率は70%とされており、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、平成25年11月25日に改正・施行された耐震改修促進法においては、既存耐震不適格建築物の所有者に対して耐震診断・改修の努力義務が課せられることとなり、また、一定規模以上の大規模建築物や避難路沿道の建築物の所有者には耐震診断の報告を義務付ける等、更なる耐震化の促進に向けた取組が強化されたところである。これを受け、鹿児島県においては、平成29年12月に「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」（以下「県促進計画」という。）の改定が行われている。

さらに、平成28年熊本地震では、最大震度7の揺れにより甚大な被害が生じるなど、大地震はいつ、どこで起こっても不思議ではない状況にあることから、本市では、市民の生命、身体及び財産を地震から守るため、耐震改修促進法の改正及び県促進計画等の内容を踏まえ、耐震化の促進のための新たな目標を設定し、「日置市耐震改修促進計画」の改定を行うものとする。

【耐震化】耐震診断や耐震改修、建築物の建替え等によって、建築物の地震に対する安全性を向上させること。

【耐震改修】新耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、基礎や柱・梁・筋交いの補強など、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備を行うこと。

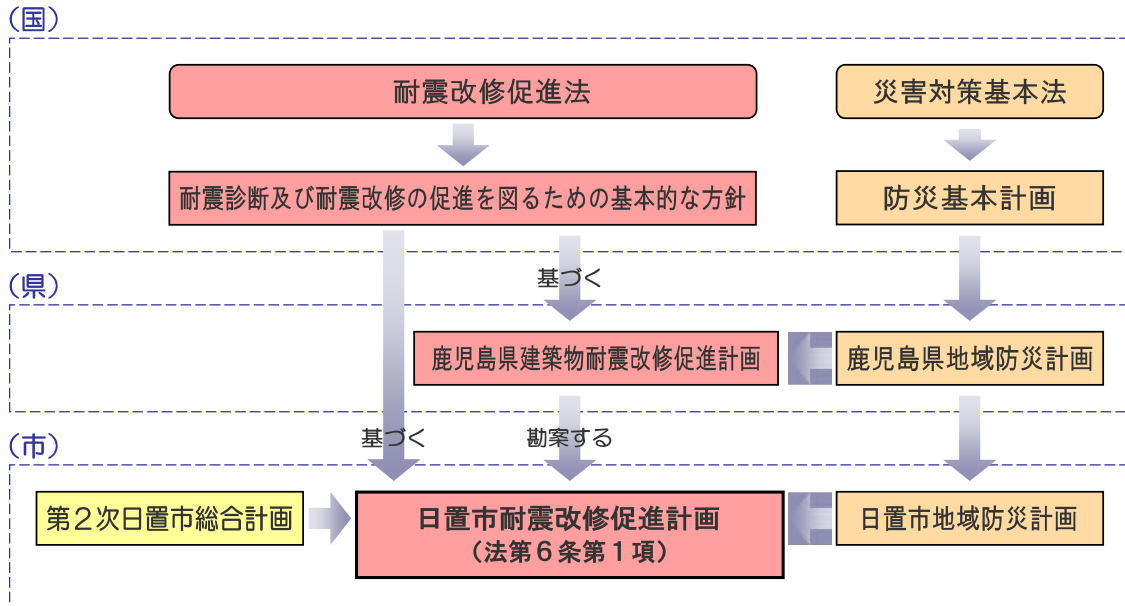
【新耐震基準】建築基準法の改正で昭和56年6月1日に導入された現行の耐震基準。震度5強程度の中規模の地震に対し、構造体を無被害にとどめ、震度6強程度の大地震に対し、人命に危害を及ぼすような被害を生じない性能を目標とする。それ以前の耐震基準と区別し「新耐震基準」と称する。

【耐震化率】全住宅・建築物の中で、新耐震基準の耐震性を満たす住宅・建築物の割合

【耐震診断】地震の揺れによって住宅・建築物が受ける被害がどの程度なのかを調べ、地震に対する安全性を評価すること。

2. 日置市耐震改修促進計画の位置づけ

日置市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、地震による建築物の倒壊から市民の生命を守るため、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進または推進することを目的に、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項の規定に基づき、かつ、国や鹿児島県の方針を踏まえ策定するものである。



3. 対象区域

本計画の対象区域は、「日置市全域」とする。

4. 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までとする。

なお、計画及び事業の進捗状況や社会情勢を考慮し、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととする。

5. 対象建築物

(1) 本計画における対象建築物

本計画では、すべての住宅・建築物を対象とする。

(2) 目標設定を行う建築物

①住宅

全ての住宅

②要緊急安全確認大規模建築物

法附則第3条第1項に示される建築物で、特定既存耐震不適格建築物のうち、政令で定める規模以上のもの

→本市における要緊急安全確認大規模建築物はない。

③要安全確認計画記載建築物

法第7条により耐震診断を義務付ける建築物。これは、法第5条第3項第1号の規定による、次の1)、2)に掲げる既存耐震不適格建築物のうち、対象建築物として県促進計画に示された建築物

- 1) 災害時に災害対策の拠点となる庁舎
- 2) 地域防災計画に定められた避難所又は避難場所で延べ面積が1,000㎡以上の建築物

→本市における要安全確認計画記載建築物は下記に示す3棟であり、いずれも耐震性を有している。

- 1) 災害時に災害対策の拠点となる庁舎
 - ・日置市役所本庁舎 →耐震改修済（令和2年度完了）
 - ・吹上支所庁舎 →建替済（令和元年度完了）
- 2) 地域防災計画に定められた避難所又は避難場所で延べ面積が1,000㎡以上の建築物
 - ・日置市吹上中央公民館 →耐震診断実施済み、耐震性あり

④特定既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第14条に示される建築物で以下に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用をうけている建築物

ア) 多数のものが利用する建築物 [法第14条第1号建築物]

- ・幼稚園等（2階以上かつ500㎡以上）
- ・小学校、中学校、福祉施設等（2階以上かつ1,000㎡以上）
- ・その他学校、病院、集会場、図書館、ホテル、百貨店、賃貸共同住宅等（3階以上かつ1,000㎡以上）

イ) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 [法第14条第2号建築物]

- ・火薬類、石油類、毒物、劇物等（10トン以上など）

ウ) 鹿児島県建築物耐震改修促進計画又は日置市耐震改修促進計画（本計画）に記載された道路に接する通行障害既存不適格建築物 [法第14条第3号建築物]

- ・地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物

⑤市有建築物

- ・防災上重要な拠点となる各庁舎、消防施設、医療機関及び避難場所や物資の集積拠点としても利用される小・中学校、公民館などの建物

(3) 対象建築物の用途・規模

ア) 多数のものが利用する建築物 [法第 14 条第 1 号建築物]

表 多数の者が利用する建築物で一定規模以上のものの要件 (法第 14 条第 1 号、附則第 3 条)

法	政令 第 6 条第 2 項	用 途		特定既存耐震不適格 建築物の規模要件 (法第 14 条)	要緊急安全確認 大規模建築物 の規模要件 (法附則第 3 条)	
第 14 条第 1 号	第 1 号	幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上	
	第 2 号	小学校等	小学校、中学校、義務教育学校、 中等教育学校の前期課程、特別 支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 (屋内運動場の面 積を含む)	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上 (屋内運動場の面 積を含む)	
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームそ の他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者 福祉センターその他これらに類する施設					
	第 3 号	学校		第 2 号以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類 する運動施設				
		病院、診療所				
		劇場、観覧場、映画館、演芸場				
		集会場、公会堂				
		展示場				
		卸売市場				
		百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗				
		ホテル、旅館				
		賃貸住宅 ※ (共同住宅に限る。)、寄宿舍、下宿				
		事務所				
		博物館、美術館、図書館				
		遊技場				
		公衆浴場				
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これらに類するもの				
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに 類するサービス業を営む店舗				
工場 (危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)						
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する 建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの						
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又 は駐車のための施設						
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する 公益上必要な建築物						
第 4 号	体育館 (一般公共の用に供されるもの)		階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上		

※ 賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置付ける。

イ) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 [法第146条第2号建築物]

表 一定の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の要件

(法第14条第2号、附則第3条)

法	政令 第7条	危険物の種類		特定既存耐震不適格 建築物の規模要件 (法第14条)	要緊急安全確認 大規模建築物 の規模要件 (法附則第3条)
第14条第2号	第1号	火薬類	火薬、火薬を使用した火工品	10トン	階数1以上かつ 5,000㎡以上 (敷地境界線から一定距離以内に 存する建築物 に限る)
			爆薬、爆薬を使用した火工品	5トン	
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個	
			銃用雷管	500万個	
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個	
			導爆線又は導火線	500キロメートル	
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン	
	第2号	消防法第2条第7項に規定する危険物		危険物の規制に関する政令別表第3の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	
	第3号	危険物の規則に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性個体類		30トン	
	第4号	危険物の規則に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類		20立方メートル	
	第5号	マッチ		300マッチトン ※	
第6号	可燃性ガス (第7号、第8号に掲げるものを除く)		2万立方メートル		
第7号	圧縮ガス		20万立方メートル		
第8号	液化ガス		2,000トン		
第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る)		20トン		
第10号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る)		200トン		

※ マッチトンはマッチの計量単位。

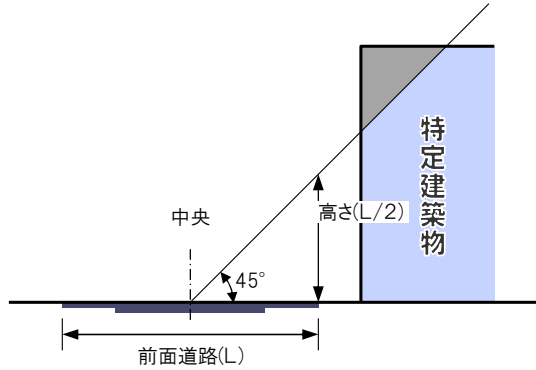
1マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で、7200個、約120kg。

ウ) 通行障害既存不適格建築物 [法第 14 条第 3 号建築物]

図 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物 (法第14条第3号)

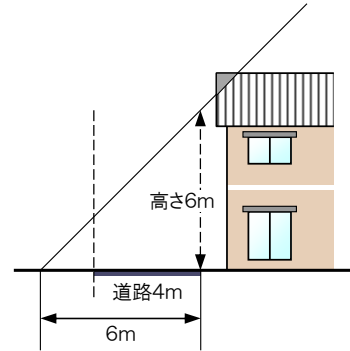
■道路幅員12mを超える場合

前面道路幅員が12mを超える場合は、幅員の1/2



■道路幅員12m以下の場合

前面道路幅員が12m以下の場合は、6m



6. 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

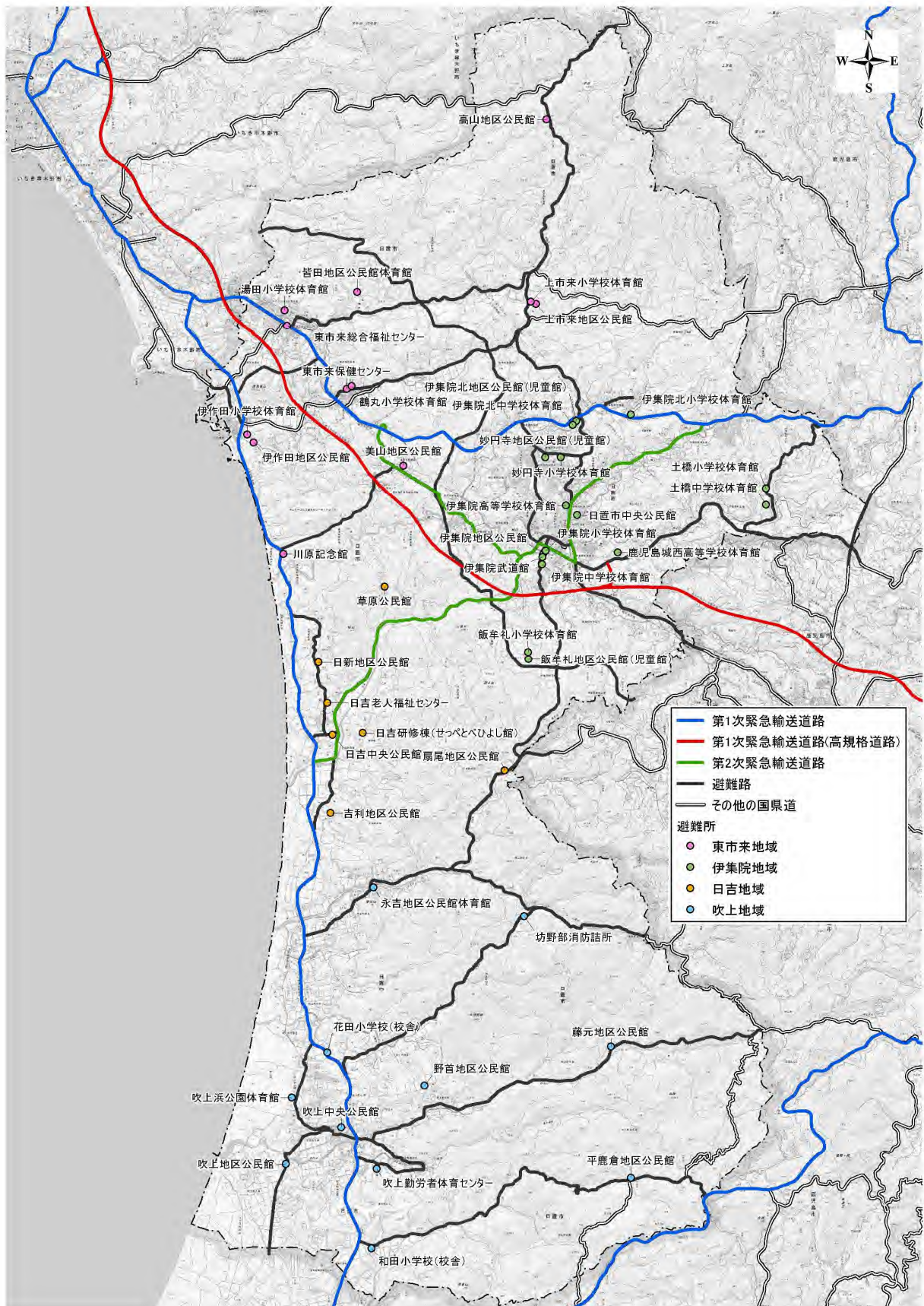
(1) 緊急輸送道路の指定

大規模地震の発生後、救援・復興活動の骨格となる路線で、沿道の建築物の耐震化を促進しておくことが重要な道路（「鹿児島県地域防災計画」の「震災対策編第3部第2章第10節(緊急輸送)」に記載されている緊急輸送道路ネットワーク計画における第1次～第2次緊急輸送道路）を緊急輸送道路とし、沿道建築物の耐震化の促進を図る。

(2) 避難路の指定

大規模地震の発生後、緊急輸送道路と同様に沿道の住宅・建築物等が倒壊して、道路を閉塞することがないように、日置市地域防災計画で避難路と指定する路線・区間（上記(1)の緊急輸送道路に指定する路線・区間を除く）を避難路とし、避難路等沿道建築物の耐震化の促進を図る。

図 緊急輸送道路及び避難路



1-2 日置市の概要

1. 地勢

日置市は、市域東側を主とした大部分を山間地帯が占めており、平野部は東シナ海に面する西側に広がっている。海岸部は南北に長く伸びており、日本三大砂丘のひとつである吹上浜が形成されている。

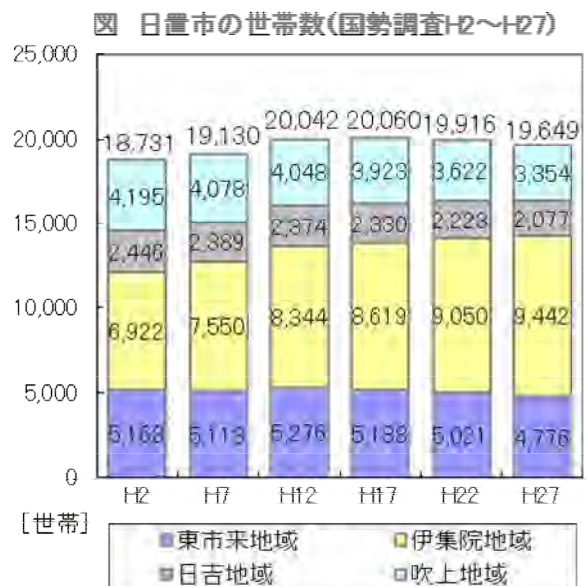
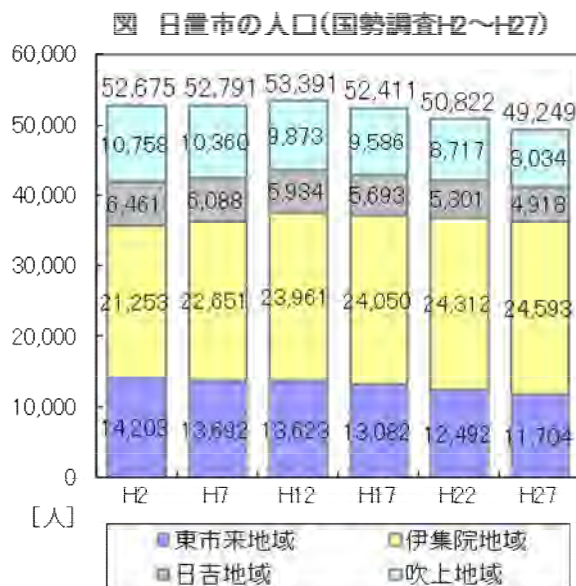
山間地帯をみると、日置市の北東部には、標高300メートル以上の山地の連なる比較的高い台地状の地形が形成され、北部には、鹿児島市境に位置する標高523.1メートルの重平山があり、東部地域は薩摩半島の脊梁部をなす中起伏性の南薩山地が連なり、森林が広がっている。

日置市の地形は、東部地域の脊梁山地から西へいくにつれて高度が次第に低下しており、山間地帯から東シナ海に江口川、大里川、神之川、大川、永吉川、小野川、伊作川、堀川が注いでおり、河川流域に沿った台地状の地形を形成し、市内各地域に帯状の谷底平野が開けている。また、山間地帯と平地を結ぶ丘陵地帯には、階段状に畑が分布している。

2. 人口・世帯数

平成2年から平成27年までの25年間の国勢調査人口及び世帯数の推移をみると、日置市では、人口は平成12年、世帯数は平成17年をピークに減少傾向にある。

これを4地域（東市来地域、伊集院地域、日吉地域、吹上地域）別にみると、伊集院地域のみが人口、世帯数ともに増加傾向にあり、鹿児島市に隣接し、同市と鉄道や自動車専用道路で直結した立地条件によって、人口の流入（市内においては集中）が進んでいることがわかる。



第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

2-1 想定される地震の規模、被害の状況

1. 鹿児島県における過去の地震

県本土は過去に、日向灘から本土を通り南西にのびる島々に沿って多くの地震が発生している。また、県内には、出水断層帯をはじめとする活断層も存在しており、日置市内及び近郊地域での直下型地震の可能性も否定できない。

表 鹿児島県内の過去の主な地震の状況
(1990年以降、県内で最大震度5弱以上を観測した地震を整理)

発生日年月日	震源、地震名等	地震の状況
平成 7 (1995) 10. 18	奄美大島近海 M6. 9	喜界町で震度5
平成 7 (1995) 10. 19	奄美大島近海 M6. 7	喜界町で震度5
平成 8 (1996) 10. 9	日向灘 M6. 9	鹿屋市で震度5弱
平成 9 (1997) 3. 26	薩摩地方 M6. 6	阿久根市・薩摩川内市・さつま町で震度5強
平成 9 (1997) 4. 3	薩摩地方 M5. 7	薩摩川内市で震度5強、阿久根市・さつま町で震度5弱
平成 9 (1997) 4. 5	薩摩地方 M5. 2	薩摩川内市・さつま町で震度5弱
平成 9 (1997) 5. 13	薩摩地方 M6. 4	薩摩川内市で震度6弱、さつま町で震度5強、阿久根市で震度5弱
平成12 (2000) 10. 2	トカラ列島近海 M5. 3	鹿児島市十島村悪石島で震度5弱
平成12 (2000) 10. 2	トカラ列島近海 M5. 9	鹿児島市十島村悪石島で震度5強
平成12 (2000) 10. 2	トカラ列島近海 M4. 6	鹿児島市十島村悪石島で震度5弱
平成13 (2001) 12. 9	奄美大島近海 M6. 0	奄美市住用町で震度5強、奄美市名瀬で震度5弱
平成20 (2008) 7. 8	沖縄本島近海 M6. 1	与論町で震度5弱
平成27 (2015) 5. 22	奄美大島近海 M5. 1	奄美市名瀬で震度5弱
平成28 (2016) 4. 16	熊本地方 M7. 3	長島町で震度5弱
平成28 (2016) 9. 26	沖縄本島近海 M5. 6	沖永良部島知名町で震度5弱
平成29 (2017) 7. 11	鹿児島湾 M5. 3	鹿児島市喜入町で震度5強、指宿市・南九州市で震度5弱

資料：鹿児島県地域防災計画(資料編)(鹿児島県防災会議)

【活断層】最近の地質時代（第四期：約200万年前から現在）に繰り返し動き、今後も活動が想定される断層。

【マグニチュード (M)】地震そのものの大きさを表す値で、揺れを感じた場所には関係しない。

【震度】その地点の揺れの強さを表す値。同じ地震でも場所によって異なる。

資料：鹿児島県地域防災計画(資料編)(鹿児島県防災会議)

2. 県において想定する地震の規模

県内の活断層には、活動度A ($1 \leq S < 10$ (Sは断層の平均変位速度m/1,000年)) のものは存在せず、また地震活動と個別の活断層の関係についても確認されていないため、過去の地震被害及び近年の地震活動に基づき想定されている。

{	鹿児島県地震被害予測調査報告書	平成25年度
	鹿児島県地域防災計画 [地震・津波災害対策編]	平成24年度

(1) 鹿児島県直下 (日置市では震度5弱～5強を予想)

県中枢に多大な被害を及ぼすケースとして想定する。過去の例としては、1914年の桜島大正噴火に関連した地震がある。噴火の8時間後にM(マグニチュード)=7.1の最大地震が発生した。M=7.1は本県の内陸部で発生する地震としてはかなり大きく、これを超える規模の地震は想定しにくいことから、同等の規模のM=7.1の地震を想定する。

震源近傍の鹿児島湾北西部と桜島で震度6弱が予測される。また、震源から比較的離れた地域でも、沖積地盤の見られる谷間やロームに覆われた大地上などで、震度5強から震度6弱が分布することが予測されるとともに、県本土の広い地域で震度5以上の揺れが予測される。トカラ列島以南は震度2以下となる。

(2) 日向灘 (日置市では震度4～5弱を予想)

海洋型地震に伴い県の九州本土部に津波被害を及ぼすケースとして想定する。

日向灘での地震は、フィリピン海プレートの沈み込みによって発生している。過去の地震は1662年のM=7.6が最大であるが、今世紀に入ってもM=7.0を超える地震が数回発生している。

日向灘付近では、M=7.0クラスの地震が比較的短い周期で発生するため、歪みのエネルギーが比較的低いレベルで解放され、M=8.0以上の地震が発生する可能性は低いと考えられる。

しかし、日向灘付近のプレート境界では隣り合う海域で繰返し破壊が発生しており、連鎖的に複数の歪み蓄積箇所地震が発生する可能性もあるので、断層の面積としてはM=7.6の2倍であるM=7.8の地震を想定する。震源が陸部から若干離れているため、震度6弱は、大隅半島及び種子島の特に軟弱地盤で見られる程度である。

震度5強の範囲は、大隅半島と種子島の大部分を占める。震度5弱より強い揺れは、薩摩半島・大隅半島の沖積層・シラス被覆地で現れると予測される。

(3) 奄美大島近海 (日置市では震度4以下を予想)

海洋型地震に伴い県島嶼部に津波被害を及ぼすケースとして想定する。この付近の過去の地震の例では、1911年の喜界島地震がM=8.0と、最も大きい。また、1901年にも奄美大島近海でM=7.5の地震が発生し、平成7年10月に喜界島近海でM=7.1の津波を伴う地震が発生している。

日向灘のように隣り合う海域で短い期間において繰返し地震が発生した例がないので、複数の歪み蓄積箇所が連鎖的に破壊されることは考えにくい。想定地震としては、過去最大のM=8.0を想定する。

喜界島の東岸、奄美大島の沖積低地の一部で震度6強が、また喜界島の大半と奄美大島の沖積低地で震度6弱が予測される。震度5弱よりも強い揺れが現れるのは、震源に近い喜界島、奄美大島及び徳之島の一部であると予想される。なお、九州本土部でもシラス被覆地などで震度3が見られる。

(4) 県北部直下 (日置市では震度3~5弱を予想)

内陸直下型地震に伴い、局地被害を及ぼすケースとして想定する。この付近では、1968年にえびの地震を始めとするM=5.7~6.1の群発地震が発生している。内陸地震に着目すれば、1894年に知覧付近でM=6.3が発生している。安全側の検討をするために、M=6.5の地震を想定する。

震源直上においては、長さ20km×幅10km程度の範囲で震度6弱が予測される。震度5弱以上の揺れが現れる範囲は、鹿児島湾直下想定地震よりも狭く、断層から15km程度までの範囲に限られている。

(5) 県西部直下 (日置市では震度5弱~6弱を予想)

内陸直下型地震に伴い、局地被害を及ぼすケースとして想定する。この付近では、甑島にかけて近年活発な地震活動が見られる。過去には旧串木野市において、1913年にM=5.7と5.9の地震が相次いで発生した。県北部直下と同様にM=6.5の地震を想定する。

震源近傍の薩摩半島西海岸で震度6弱が予測され、主に薩摩半島において、断層から20km程度までの範囲で震度5弱以上になると予測される。

表 鹿児島県で想定される地震による人的被害と建築物被害の状況

想定項目		想定地震		(1)鹿児島湾直下	(2)日向灘	(3)奄美大島近海	(4)県北部直下	(5)県西部直下
		(1)鹿児島湾直下	(2)日向灘	(3)奄美大島近海	(4)県北部直下	(5)県西部直下		
		〈M7.1〉	〈M7.8〉	〈M8.0〉	〈M6.5〉	〈M6.5〉	〈M6.5〉	〈M6.5〉
建物被害	大破 [棟]	17,542	3,452	4,146	1,183	2,275		
	中破 [棟]	65,593	14,431	7,034	7,340	11,472		
人的被害	死者	倒壊消失 [人]	1,644	257	98	129	197	
		津波 [人]	0	0	17	0	0	
	負傷者 [人]	11,893	2,845	1,916	1,279	2,064		
	要救出者 [人]	334	57	84	20	49		
	避難者 [人]	43,182	4,074	9,781	1,488	5,464		
	断水世帯 [世帯]	374,342	43,041	36,310	16,923	176,901		
ライフライン等被害	上水道 [ヶ所]	8,460	939	1,734	793	1,830		
	下水道 [ヶ所]	403	6	147	10	65		
	ガス管 [ヶ所]	8,656	9	302	4	1,324		
	配電柱 [ヶ所]	1,795	80	304	17	463		
	電話柱 [ヶ所]	2,050	41	153	6	480		
	道路 [ヶ所]	314	173	38	123	165		
	鉄道 [ヶ所]	75	33	0	40	47		
火災	出火 [棟]	276	84	96	39	62		
	焼失 [棟] ※延焼含む	1,242	3	41	8	5		

資料：平成24年度鹿児島県地震被害予測調査報告書より

表 平均変位速度による活断層の活動度の分類

注) 活動度とは、活断層の程度をいい、過去の平均変位速度(S)で表し、1,000年間当たりの変位量を、1mと10cmを境に、A・B・Cの3ランクに区分する。

分類	第四紀の平均変位速度S(単位：m/1,000年)		
	A	B	C
	10>S≥1	1>S≥0.1	0.1>S≥0.01
変位地形	明瞭	明瞭	不明瞭

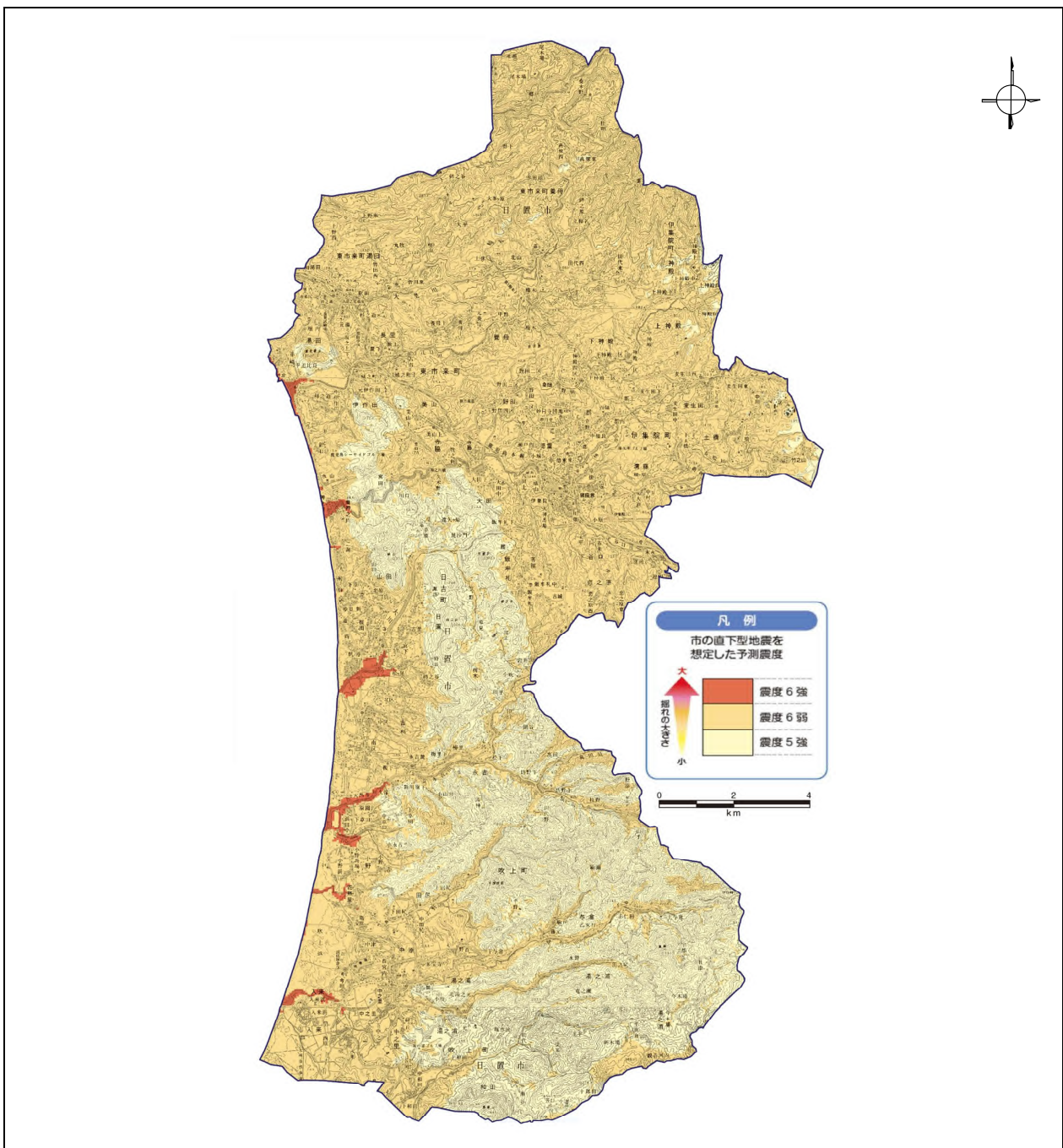
3. 日置市において想定する地震の規模と被害

(1) 震度予測

地震防災マップ作成技術資料によると、『活断層が地表で認められない地震規模の上限については、今後の学術的な議論を待つ必要もあるが、防災上の観点から、M6台の最大であるM6.9の地震を想定する。』とある。

これに準じ、日置市では全国どこでも起こりうる直下の地震として「日置市直下の地震（M6.9）」が発生した場合（断層線を特定しない）の震度予測を平成24年度の耐震改修計画策定時において行っている。想定では、市内で震度5強から震度6弱の揺れが予想され、特に、河川沿いの平野などでより強い揺れが予想されている。この震度分布は、日置市内では鹿児島県による『県西部直下地震』と同等以上の震度となっていることから、ここでは揺れの大きさが最大となる「日置市直下の地震（M6.9）」に基づいて被害想定を行う。

図 震度予測図



(2) 建物被害想定

震度予測結果（揺れやすさ）と建物の構造・建築年の関係から想定される地域危険度（建物全壊率及び全半壊率）を推定した。

図 建物被害予測図（全壊率）

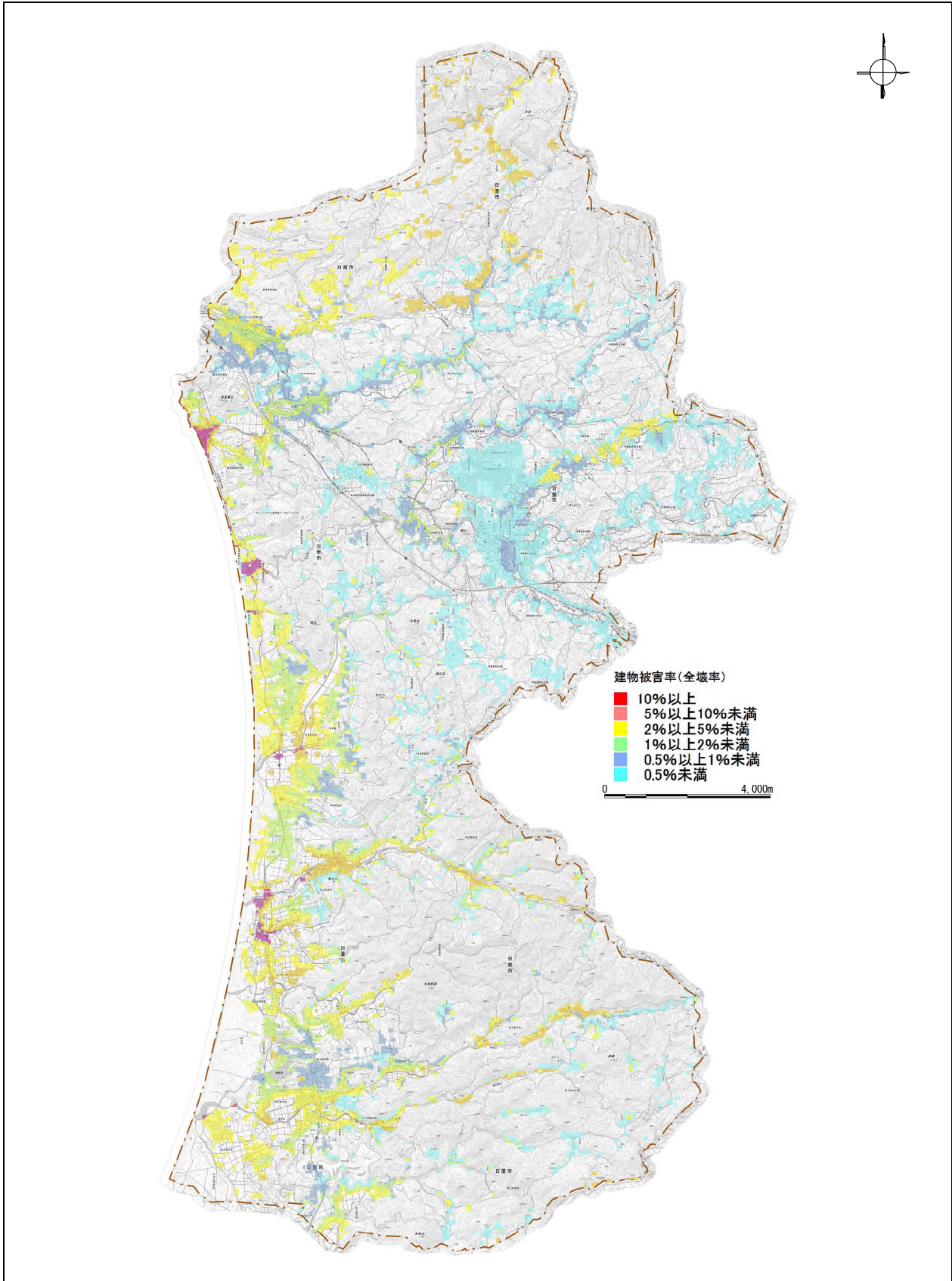


図 建物被害予測図（全半壊率）

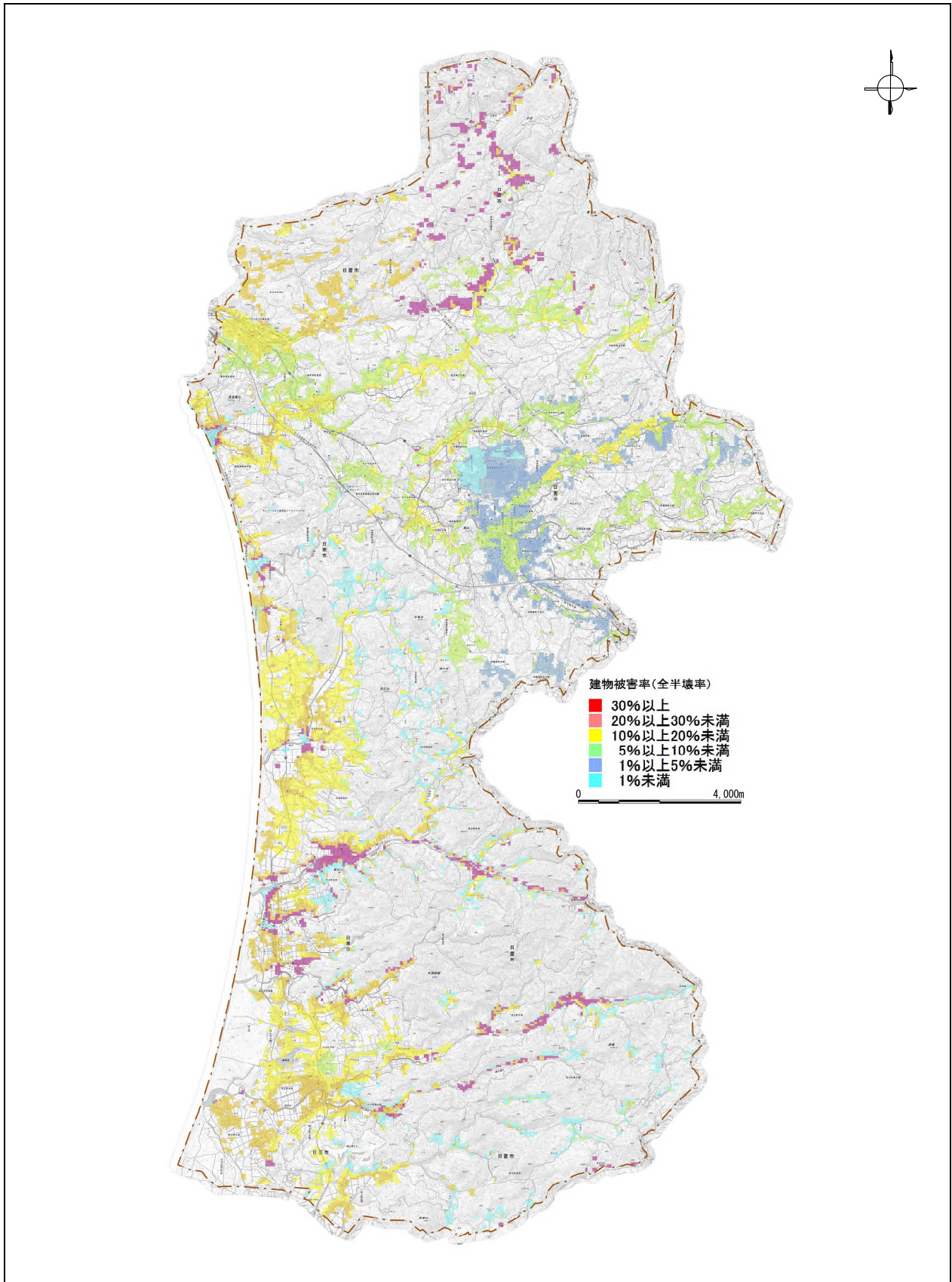


表 日置市直下型の地震による全壊・半壊棟数（推定）

地域	全壊棟数	半壊棟数	全半壊棟数	地域	全壊棟数	半壊棟数	全半壊棟数
伊集院町下神殿	2	14	16	吹上町永吉	16	110	127
伊集院町下谷口	9	72	81	吹上町花熟里	1	6	7
伊集院町桑畑	1	6	6	吹上町今田	1	11	13
伊集院町郡	5	39	44	吹上町小野	1	9	10
伊集院町郡一丁目	0	0	0	吹上町中原	6	49	55
伊集院町郡二丁目	0	0	0	吹上町中之里	2	18	20
伊集院町古城	1	8	9	吹上町田尻	2	14	16
伊集院町寺脇	1	9	10	吹上町湯之浦	4	36	40
伊集院町上神殿	1	9	10	吹上町入来	2	15	17
伊集院町清藤	1	11	12	吹上町与倉	3	24	26
伊集院町大田	2	17	19	吹上町和田	3	22	24
伊集院町竹之山	1	9	10	東市来町伊作田	5	40	45
伊集院町中川	1	8	9	東市来町宮田	0	0	0
伊集院町猪鹿倉	5	36	41	東市来町寺脇	0	0	0
伊集院町土橋	1	10	11	東市来町神之川	1	9	10
伊集院町徳重	3	25	28	東市来町長里	14	100	114
伊集院町麦生田	5	41	46	東市来町湯田	31	218	249
伊集院町飯牟礼	2	14	15	東市来町南神之川	1	5	6
伊集院町妙円寺一丁目	5	35	40	東市来町美山	2	16	18
伊集院町妙円寺三丁目	4	29	33	東市来町美山元寺脇	0	0	0
伊集院町妙円寺二丁目	6	45	51	東市来町養母	20	125	145
伊集院町野田	1	8	9	日吉町吉利	10	69	79
伊集院町恋之原	1	7	8	日吉町山田	1	7	8
				日吉町神之川	1	6	7
				日吉町日置	30	191	221
				全体	213	1,551	1,764

注) 阪神・淡路大震災における西宮市、鳥取県西部地震における鳥取市、芸予地震における呉市の計測震度と全壊率・半壊率との関係より算出

(3) 建物被害による人的被害の想定

建物の倒壊による死者・重傷者・負傷者数について、平成27年国勢調査時点の人口を基準とし、過去の全国で発生した大規模地震による被害状況より概算で推計した。

【建物倒壊による負傷者数の想定】

〈算定方法〉

建物倒壊による負傷者数は、阪神・淡路大震災時における建物被害率と負傷者率との関係を用いた大阪府（平成9年）の手法に従い、以下の式により算出した。

※阪神・淡路大震災は他の地震と比較して、死者が発生した建物のほとんどが倒壊建物であり、件数も非常に多い状況にあったことから、これら統計データを用いた負傷者数等を想定する手法としては信頼度が高いと判断し採用している。

0% ≤ 建物被害率 < 25%	負傷者率 = 0.12 × 建物被害率
25% ≤ 建物被害率 < 37.5%	負傷者率 = 0.07 - 0.16 × 建物被害率
37.5% ≤ 建物被害率	負傷者率 = 0.01

※ 建物被害率 = 全壊率 + 1/2 × 半壊率

〈算定条件整理〉

フェーズ1：想定される建物倒壊数は、全壊 213 棟、半壊 1,551 棟

フェーズ2：全壊率 0.96%、半壊率 7.01%（建物棟数 22,111 棟を前提条件とする）

フェーズ3：建物被害率 = 全壊率 0.96% + 半壊率 7.01% / 2 ⇒ 4.47%（0% ≤ n < 25%）

∴日置市の負傷者率 = 0.12 × 建物被害率 4.47% ⇒ 0.5%

〈算定〉

夜間：夜間人口 49,249 人 × 負傷者率 0.5% = **246 人**

昼間：昼間人口 46,489 人 × 負傷者率 0.5% = **232 人**

【建物倒壊による重傷者数の想定】

〈算定方法〉

建物倒壊による重傷者数は、阪神・淡路大震災における市区別の建物全壊率と重傷者率との関係式より重傷者率を求め、滞留人口に乗ずることにより算定した。

$$\text{重傷者率} = 0.0309 \times \text{建物全壊率}$$

〈算定条件整理〉

全壊率 0.96%

∴日置市の重傷者率 = 0.0309 × 全壊率 0.96% ⇒ 0.030%

〈算定〉

夜間：昼間人口 49,249 人 × 重傷者率 0.030% = **14 人**

昼間：昼間人口 46,489 人 × 重傷者率 0.030% = **14 人**

【建物倒壊による死者数の想定】

〈算定方法〉

建物倒壊による死者数は、300人以上の死者が発生した最近の5地震（鳥取地震、東南海地震、南海地震、福井地震、阪神・淡路大震災）の被害事例から求められた、全壊棟数と死者数との関係を使用した。

$$\begin{aligned} \text{死者数（木造）} &= 0.0676 \times \text{木造全壊棟数} \times (\text{木造建物内滞留人口} / \text{夜間人口}) \\ \text{死者数（非木造）} &= 0.0240 \times \text{非木造全壊棟数} \times (\text{非木造建物内滞留人口} / \text{夜間人口}) \end{aligned}$$

〈算定条件整理〉

木造：全壊棟数 198 棟 / 木造建物内滞留人口 45,151 人※

非木造：全壊棟数 15 棟 / 非木造建物内滞留人口 4,098 人※

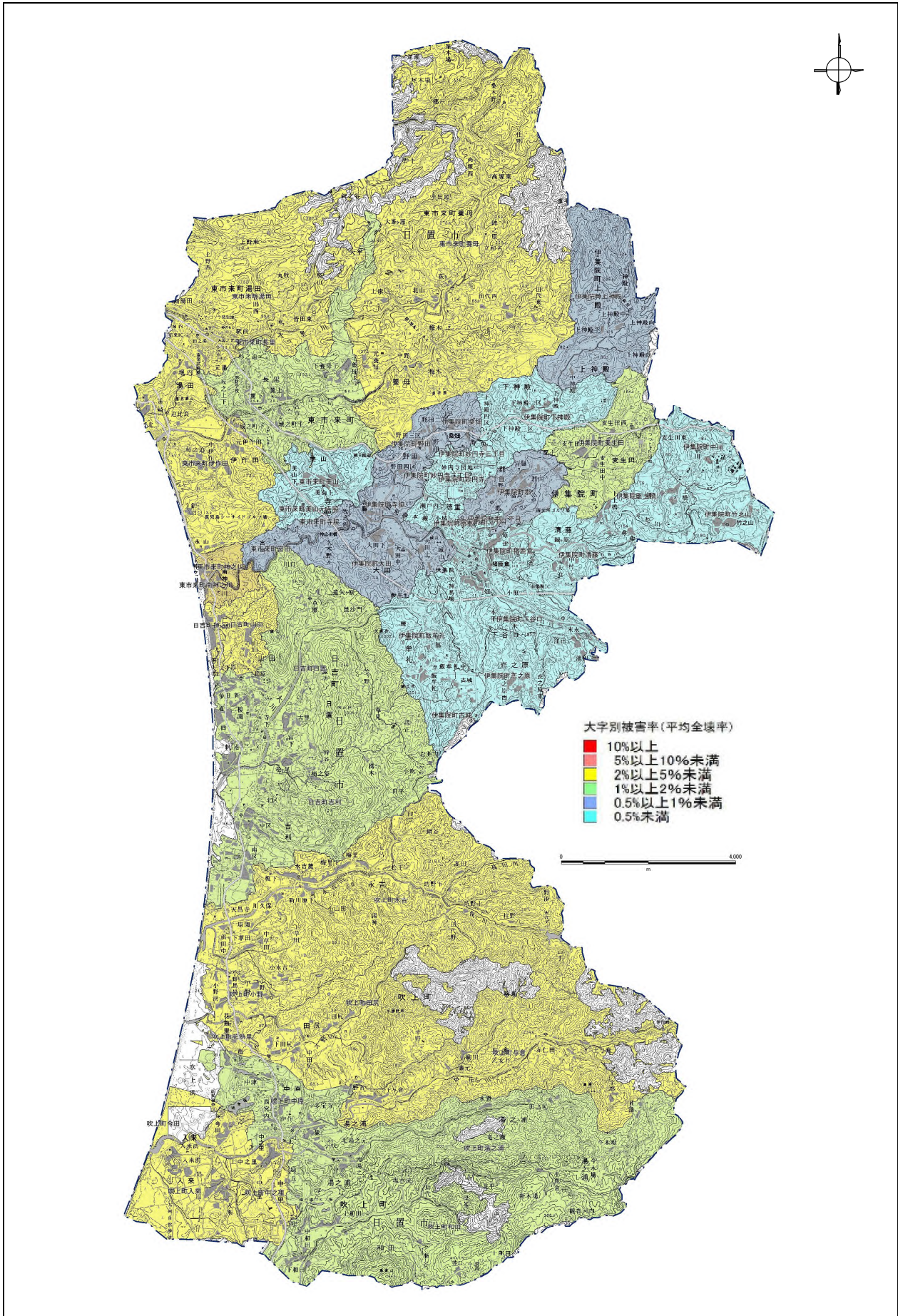
※令和2年1月時点の課税台帳より木造 20,271 棟 / 非木造 1,840 棟で夜間人口を按分

〈算定〉

木造：0.0676 × 198 棟 × (45,151 人 / 49,249 人) = **12 人**

非木造：0.0240 × 15 棟 × (4,098 人 / 49,249 人) = **0 人**

図 参考「字別建物被害予測（全壊率）」



2-2 耐震化の現状

耐震化の現状を想定するにあたっては、建築基準法に基づく現行の耐震基準は、昭和56年6月1日に導入されており、昭和56年以前に建築された建築物までは旧耐震基準に基づき建築されたものとみなす。

1. 住宅

令和2年1月1日現在の住宅総数（推計値）は約24,740戸で、このうち耐震性のある住宅※の戸数は約15,588戸、耐震化率は約63.0%である。

表 住宅の耐震化の状況（令和2年1月1日現在）

分類	総数	新耐震建築物 (S56.6.1以降) 耐震性あり	旧耐震建築物 (S56.5.31以前)		耐震性 のある 建築物	耐震化率 [%]
				うち耐震性あり		
木造 [棟]	21,689	11,438	10,251	1,230	12,668	58.4
非木造 [棟]	3,051	2,507	544	413	2,920	95.7
計 [棟]	24,740	13,945	10,795	1,643	15,588	63.0

資料：固定資産税課税台帳より集計（※住宅の用途のみ抽出）

注）旧耐震建築物のうち「耐震性あり」の数値は、国土交通省の「関東ブロック内の住宅の耐震化に関するアンケート」の実績を参考に、昭和56年以前の木造住宅の12%、非木造住宅の76%は耐震性を有するものとして採用

2. 特定既存耐震不適格建築物

(1) 法第14条第1号建築物（多数のものが利用する建築物）

法第14条第1号建築物に該当する多数の者が利用する建築物（P4参照）は52棟あり、このうち昭和56年以前に建築されたものは8棟である。そのうち4棟については、耐震診断を実施し、新耐震基準の耐震性を満たしている、もしくは耐震改修が実施されており、耐震化率は92.3%である。

表 法第14条第1号建築物の耐震化の状況

分類	総数	新耐震建築物 (S56.6.1以降) 耐震性あり	旧耐震建築物 (S56.5.31以前)		耐震性 のある 建築物	耐震化率 [%]
				うち耐震性あり		
1号※幼稚園等	3	2	1	1	3	100.0
2号※小中学校等	2	1	1	0	1	50.0
3号※病院等	47	41	6	3	44	93.6
4号※体育館等	0	0	0	0	0	—
計 [棟]	52	44	8	4	48	92.3

(2) 法第14条第2号建築物（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物）

本市においては、法第14条第2号建築物に指定される危険物の取扱い施設等（P5参照）はない。

(3) 法第14条第3号建築物（通行障害既存不適格建築物）

法第14条第3号建築物は、地震発生時及び復興時に通行を確保すべき道路沿道において、倒壊等により沿道を封鎖する可能性のある建築物（P6参照）を対象とするもので、計158棟のうち昭和56年以前に建築されたものは49棟（建築年不明含む）であり、うち1棟は耐震改修済である。したがって、法第14条第3号建築物の耐震化率は69.6%である。

表 法第14条第3号建築物の耐震化の状況

分類	総数	新耐震建築物 (S56.6.1以降) 耐震性あり	旧耐震建築物 (S56.5.31以前)		耐震性のある建築物	耐震化率 [%]	
				うち耐震性あり			
緊急輸送道路	第1次	24	16	8	0	16	66.7
	第2次	37	28	9	0	28	75.7
避難路	97	65	32	1	66	68.0	
計 [棟]	158	109	49	1	110	69.6	

注) 沿道調査結果に基づき、固定資産税課税台帳（令和2年1月）より集計。

3. 市有建築物

市有建築物の中には、先の法第14条第1号から第3号建築物の規模に満たないものでも避難場所となるなどの重要な建築物がある。

そこで、市有建築物のうち、耐震化することが重要な施設の耐震化の現状を整理すると、現状における耐震化率は下表のとおりとなっている。

表 市有建築物の耐震化の状況

	総数	新耐震建築物 (S56.6.1以降) ※耐震性あり	旧耐震建築物 (S56.5.31以前)		耐震性のある建築物	耐震化率 [%]		
				うち耐震性あり				
防災関連施設	防災拠点 (庁舎・消防署)	8	6	2	1	7	87.5	
	医療施設 (診療所・保健センター)	3	3	0	0	3	100.0	
	避難施設	学校 (校舎)	54	34	20	20	54	100.0
		学校 (体育館)	26	15	11	11	26	100.0
		その他 (地区公民館等)	74	46	28	16	62	83.8
計	165	104	61	48	152	92.1		
ライフライン施設 (下水道施設等)	10	6	4	1	7	70.0		
多数利用施設 (福祉施設等)	42	32	10	2	34	81.0		

2-3 耐震改修等の目標の設定

1. 住宅

住宅の耐震化率（平成25年時点、全国平均）は約82%と推計され、国の基本方針及び県促進計画においては、令和7年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としている。

本市においても、県促進計画等を踏まえ、令和7年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標として、住宅の耐震化の促進に取り組む。

2. 特定既存耐震不適格建築物

特定既存耐震不適格建築物については、これらの建築物の耐震化の促進に努める。

なお、緊急輸送道路に敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努める必要がある。

そこで、市は、県と連携して、当該建築物の所有者へ耐震診断及び耐震改修の必要性や不燃化促進について周知を図る。

3. 市有建築物

大規模地震時の人的及び経済的被害を軽減するため、災害時に基幹的な役割を果たし、多くの市民が利用する市有建築物の耐震化を図ることが重要である。

市有建築物の耐震化については、引き続き積極的に取り組むこととし、防災関連施設や耐震性が不十分な建築物の耐震化に努める。

第3章 建築物の耐震化を促進するための施策に関する事項

1. 耐震診断・改修の促進に係る基本的な取り組み方針

日置市では、防災・減災効果を鑑みながら、市有建築物の耐震診断及び耐震改修等の実施に努めるとともに、民間の住宅・建築物に対し、所有者等への普及・啓発や情報提供、各種支援施策等を活用し、耐震診断及び耐震改修等の促進を図るものとする。

(1) 民間建築物の耐震化の促進

日置市における耐震化の目標を達成するためには、まず、その大多数を占める民間の住宅・建築物の耐震化を促進する必要があり、所有者等が自らの問題・地域の問題として、所有する建築物等の耐震化に自発的・主体的に取り組むことが不可欠である。

日置市は、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、鹿児島県や関係団体等との適切な役割分担により、民間の住宅・建築物の耐震化の促進に努める。

(2) 公共建築物の耐震化の促進

日置市が所有する建築物については、災害時の救助や避難の拠点として重要な役割を果たす施設が多いことから、耐震化に努めるとともに、耐震化の状況について情報公開を行う。

(3) 緊急輸送道路・避難路沿道建築物の耐震化の促進

緊急輸送道路並びに避難路については、大規模地震の発生によって、沿道の住宅・建築物等が倒壊し道路を閉塞することがないように、重点的に耐震化の促進を図る。

2. 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策の概要

耐震診断及び耐震改修については、各種支援制度等を活用し、その促進に努めることとする。
 なお、耐震診断や耐震改修に関する各種支援策は、社会環境の変化等によって変更される可能性があるため、情報提供にあたっては、留意した上で対応し、本市の耐震化事業への活用を図るものとする。

(1) 耐震診断・耐震改修にかかる費用の補助

日置市では木造住宅耐震診断・耐震改修工事補助事業を実施しており、その活用について、市民に普及・啓発を図る。

【木造住宅耐震診断・耐震改修工事補助】

概要	木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、市民が木造住宅の耐震診断、耐震改修工事を行う場合に予算の範囲内において補助金を交付する。
条件	対象となる住宅 ・1戸建ての専用住宅又は併用住宅（住宅の用途に供する部分の床面積が、延べ面積の過半であるものをいう。）であること。 ・地上3階建てまでであること。 ・昭和56年5月31日以前に建築（着工）されたものであること。 ・現に居住の用に供していること。または居住する予定であること。 補助対象者 ・木造住宅の所有者又は居住者であること。 ・木造住宅の所有者と居住者とが異なる場合は、当該所有者及び居住者双方が耐震診断や耐震改修工事の実施について同意していること。 ・市税等を滞納していないこと。
補助金額	耐震診断：補助率3分の2、限度額6万円 耐震改修：補助率100分の23、限度額30万円

(2) 税制優遇措置の活用

旧耐震基準によって建築された住宅を耐震改修する場合、耐震改修促進法に基づき、建築物所有者の負担軽減に向け、国による所得税や固定資産税の減額が受けられる。

日置市では、この税制優遇措置の活用促進に向け、市の広報やホームページ、パンフレット等による周知活動に取り組む。

【所得税の特別控除】

対象工事期間	令和3年12月31日まで
対象建築物	昭和56年5月31日以前に建築された新耐震基準に適合していないもので、居住の用に供する家屋
適用工事	現行の耐震基準に適合させるための耐震リフォーム
申請方法	地方公共団体発行の「住宅耐震改修証明書」等必要書類を添付し確定申告
工事費用	規定なし
優遇措置	耐震改修費の10%相当額（上限25万円）をその年分の所得税額から控除
優遇期間	リフォームを完了した年分のみ（1年）

【固定資産税の減額】

対象工事期間	令和4年3月31日まで
対象建築物	昭和57年1月1日以前から存じていた住宅
適用工事	現行の耐震基準に適合する耐震リフォーム

申請方法	改修が完了した日から3ヶ月以内に、その改修工事が「新耐震基準」に適合している旨の証明書を市町村に添付して申告
工事費用	1戸当たり50万円超
優遇措置	減額される税額 $= \text{家屋の価格} \times \text{税率} \times \frac{\text{減額対象面積（一戸当り120m}^2\text{を限度）}}{\text{家屋の総床面積}} \times \frac{1}{2}$
優遇期間	工事完了:翌年度1年分

(3) その他融資制度の活用

前述以外で、住宅の耐震改修工事に対し、独立行政法人住宅金融支援機構等が行っている融資制度の活用促進を図るため、所有者への周知に努める。

(4) 地震保険の加入促進

地震保険に加入していることで、地震により建築物が倒壊又は損壊した場合、再建に向けた迅速な対応を取ることが可能となる。したがって、今後は、市広報、ホームページ、パンフレットを活用し、地震保険の普及・啓発に努める。

(5) 相談対応の充実及び情報提供

市民に対し、耐震化の必要性を周知するとともに、建築物の所有者等が地震防災対策を自らの課題として意識し、安心して耐震診断及び耐震改修に取り組むことができるよう、耐震診断及び耐震改修に関する相談に応じるほか、県、建築関係団体等とも連携した建築物防災週間や各種イベントの開催案内、改修工法、一般的な工事費用、専門家・事業者、助成制度等についての情報提供等を行い、啓発及び知識の普及を図る。

3. 地震時の建築物の総合的な安全対策

地震災害では、建築物の倒壊等だけでなく、建築物にかかる二次的被害の発生が想定されることから、市は県と連携し、建築物の所有者等に対し、必要な措置を講じるよう普及・啓発を図る。

(1) エレベーターの閉じ込め対策

地震発生時にはエレベーターが緊急停止し閉じ込め被害が発生する可能性があり、故障や損傷等があった場合などは、自動復旧がなされず閉じ込めが長時間に及ぶこともある。

鹿児島県では、建築基準法第12条に基づき、エレベーターの所有者又は管理者は定期的に維持保全の状況を調査・検査した結果を鹿児島県知事に報告することになっており、閉じ込め防止対策を講ずるよう注意喚起を行うとともに、必要に応じて適切な対策を講じるよう、県、建築関係団体等と連携し関係施設の所有者及び管理者に対し普及・啓発を図る。

(2) エスカレーターへの脱落対策

エスカレーターにおいても、地震発生時の脱落防止対策が適切に実施されるよう、県、建築関係団体等と連携し、関係施設の所有者及び管理者に注意喚起を行う。

(3) 各種落下物対策

地震発生時には窓ガラスや外壁材、付属する看板等が落下し、通行人等に危害を与える可能性がある。また、屋内においても照明等の落下や天井等の崩落による人的被害が想定される。

平成28年熊本地震においては、学校の体育館など避難所の天井等の非構造部材が多数被災し、使用不能となっている。

これらの被害を最低限に抑えるため、県、建築関係団体等と連携し、設置者等に対し、適切な設計・施工や定期的な点検、落下防止対策についての啓発や安全性についての注意喚起を行う。

(4) ブロック塀倒壊対策

地震時においては、ブロック塀等の倒壊の危険性があり、道路を閉塞し、場合によっては通行人に危害を与える可能性がある。

そこで、県、建築関係団体等と連携し、ブロック塀の所有者及び管理者に注意喚起を行い、危険なブロック塀の撤去や耐震補強の普及に努め、特に通学路沿いにおいて重点的に対策を講じるなど、優先度、危険度に応じた改善を促進する。

(5) 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れ等による被害を受けるおそれがある建築物の敷地については、擁壁の設置や当該敷地内の建築物について、がけから安全上支障がない距離を確保する等により、被害を防止・軽減できるよう、県と連携し取り組む。また、がけ地に近接した危険住宅の移転促進についても、県と連携し取り組む。

(6) 家具等の転倒防止対策

近年の大地震では、地震による建築物の被害が無くても家具等の転倒や散乱により、怪我をしたり避難が遅れるなどの人的被害が多くみられる。

一般家庭での家具、テレビ、冷蔵庫等の転倒や棚上の物の落下事故防止のための安全装置の取り付け普及や給湯設備の転倒防止対策の周知等、地震発生時に備えた家具等の転倒に関する危険回避の知識普及・啓発を図る。

[家具等の転倒防止対策]

- L型金具による家具の固定、チェーンやワイヤー、突っ張り棒などによる補強
- 防災訓練及びイベント時におけるパネルや器具の展示、パンフレット、ホームページ等により普及・啓発
- 高齢者や障害者などの災害時要援護者に対する、関係機関・団体等への普及啓発と協力・連携体制を確保

4. 地震発生時の二次的被害発生防止に関する支援体制の整備

地震により被災した建築物は、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性がある。

このため、判定士による被災建築物の危険度判定を実施し、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性についての注意喚起を目的に、地震発生直後の応急対策として「危険」（赤紙）、「要注意」（黄紙）、「調査済」（緑紙）の判定内容を示すステッカーを貼付する。



出典：全国被災建築物応急危険度判定協議会 HP より

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

1. 日置市民への啓発及び情報提供

(1) 被害予測調査及び地震防災マップの作成・公表

本市では、県が公表する鹿児島県地震等災害被害予測調査の結果等に基づき、建築物の所有者等の地震防災に対する意識啓発と避難情報の提供を目的に、「発生が想定される地震（ゆれやすさマップ）」と、地盤の揺れやすさと建築物の耐震性等から想定される「震災時の危険度（危険度マップ）」、「避難場所」、「緊急輸送道路」、「避難路」を記載した地図（地震防災マップ）を作成し公表する。

(2) 広報誌・ホームページ等の活用

パンフレットの配布や広報誌、ホームページ等を通じて、建築物の所有者に対して、耐震改修促進法の周知や助成制度の内容、手続きの紹介など、耐震性向上に関する啓発及び知識の普及に努める。

2. 相談対応の充実

日置市は、建築関係団体等と連携し、耐震診断や耐震改修、住宅リフォーム等に関する相談に応じる等、市民の幅広い相談に対応できる体制と仕組みづくりに努める。

3. 自治会等との連携に関する事項

日置市は自治会や自主防災組織等と連携することで、幅広く市民に対し、建物の耐震化のほか、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修・撤去及び家具の転倒防止等のさまざまな地震防災対策の必要性について普及啓発に努める。

また、自治会や自主防災組織等が自主的に行う防災活動に関し、地震防災対策活動の普及についての育成に努める。

4. リフォームに併せた耐震改修の誘導

リフォーム工事に併せた耐震改修の工事方法や新たな工法等を広く情報提供するとともに、安心して実施できるよう鹿児島県及び建築関係団体と連携し、住宅の耐震改修の促進を図る。

5. 建築関係団体等との連携

建築関係団体等が行う各種行事やイベントの機会等を活用し、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や各種支援制度等の紹介、普及啓発に努める。

第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1. 他行政団体との連携

建築物の耐震改修促進のための指導等（指導・助言、指示、公表、勧告・命令）は所管行政庁等が行うことと定められており、市内における指導等は鹿児島県が行うことになる。

日置市では、市内に存する対象建築物の情報提供など県と連携・協力して耐震化を推進する。

2. 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の推進

鹿児島県や県内各市町、鹿児島県建築・住宅行政連絡協議会等の関係団体と連携し、耐震化促進に向けた広報・意識啓発活動等を実施し、耐震化の促進に努める。

3. 計画の検証

近年、社会経済情勢は急激に変化しているほか、平成23年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）以降の被害想定の見直し等により、耐震化の進捗が目標と整合しない状況が生じることが想定される。

このため、本計画は、必要に応じて見直しを行うこととする。

日置市耐震改修促進計画

平成24年3月策定（令和3年3月改定）

日置市役所 産業建設部 建設課

〒899-2501 鹿児島県日置市伊集院町下谷口1960-1

電話 099-273-8871

FAX 099-273-8877